東京都の保護上重要な
野生生物の戦略的保全方針

「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現に向けて

Strategic Wildlife Conservation Policy in Tokyo
— Saving Wildlife: From Common to Endangered Species, and Ecosystems —

令和7（2025）年 3月

絶滅危惧種を絶滅させず、普通種を普通種のまま次の世代に

東京の野生生物は、さまざまな要因により減少の一途をたどっています。特定の環境など局所的に生息・生育している“希少な種”のみならず、かつては比較的よく見られた“普通の種”までもが、東京から姿を消そうとしています。

こうした絶滅のおそれのある野生生物が増えている要因はいくつかあります。開発など活発な人間活動が、生きものの生息・生育環境の消失に影響を与えていることのほか、里地・里山などでは、かつてのように人が利用しなくなったことで生態系のバランスが崩れ、身近に見られた生きものが姿を消しつつあります。また、本来、その地域にいなかった生きものが人の手により持ち込まれ、元々その地域に生息・生育していた種を捕食したり、遺伝的な交雑などを生じさせ、在来の生きものがいつの間にか姿を消していた、というような現象も生じています。その他、気候変動をはじめとした地球環境の変化など、要因は様々ですが、絶滅危惧種が絶滅に至り、普通種が絶滅危惧種へと移行しているのが現状です。

東京都生物多様性地域戦略では、2030年には生物多様性を損失の状態から回復軌道に乗せる“ネイチャーポジティブ”の実現や、2050年には自然と共生する豊かな社会の実現を目指しています。また、行動目標として「新たな野生絶滅 ZERO アクション」を掲げ、あらゆる主体が一丸となり、野生生物の保全・回復を図るための実効性のある取組を展開していくこととしています。

東京には様々な自然環境があり、その中で野生生物は互いに関係しつながり合いながら生態系を構成しており、いずれの生きものも東京の生物多様性を支える上で重要な役割を果たしています。本方針ではこうした点にも着目して、東京の野生生物の保全策の強化に向けた取組の方向性を示しています。

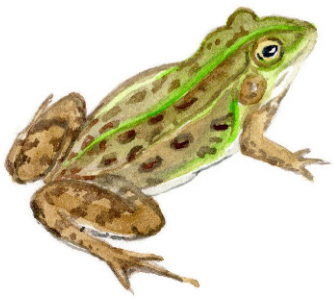

絶滅のおそれのある種や、普段目にしていた野生生物が、知らぬ間に周りからいなくなっていたという事態をこれ以上招かないためにも、この方針を拠りどころとして、より多くの方々に東京の生物多様性の保全に向けた行動を起こしていただくことを期待しています。

令和7年3月
東京都環境局自然環境部

目 次

第１章　方針策定の背景と目的 …… 1

1．方針策定の背景 …… 1

2．方針策定の目的 …… 4

3．本方針における用語等の使い方 …… 7

第２章　野生生物をめぐる現状と課題 …… 11

1．野生生物が直面する現状 …… 11

2．野生生物の保全上の課題 …… 19

第３章　野生生物の戦略的保全 …… 21

1．基本理念 …… 21

2．戦略的保全の考え方 …… 24

3．共通の保全戦略 …… 25

戦略１「生態系」に着目した保全アプローチ …… 25

戦略２「種」に着目した保全アプローチ …… 29

戦略３ 外来種対策の実践の促進 …… 35

戦略４ 都市における生態系の保全 …… 39

戦略５ 専門知・伝統知等に基づく保全の推進 …… 43

戦略６ 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進 …… 47

戦略７ 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進 …… 49

4．各主体の役割 …… 51

第４章　エリアごとの保全戦略 …… 54
1．森林環境エリア …… 55
2．里山環境エリア …… 59
3．都市環境エリア …… 63
4．河川環境エリア …… 67
5．東京湾エリア …… 71
6．伊豆諸島エリア …… 75
7．小笠原諸島エリア …… 79

用語解説 …… 84

検討の経緯 …… 93

第１章　方針策定の背景と目的

１．方針策定の背景

1992年の地球サミット以降、「持続可能な世界の構築に向けた潮流」[1]の中で、国では種の保存法[2]、外来生物法[3]、生物多様性基本法が制定され、2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において採択された、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を受けて、2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました（図1-1）。こうした動きにあわせ、東京都では2001年に「東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「都自然保護条例」という。）」を改正しています。また、2023年には保護上重要な野生生物種のリストである東京都レッドリスト本土部版を一部改定するとともに、東京都レッドデータブック（本土部）[4]の改定版も公表し、同年、東京都生物多様性地域戦略[5]を改定、公表しました。これらの中では、生息・生育地の消失、外来種の影響、気候変動に伴う環境の変化等、様々な要因により東京で絶滅種や絶滅危惧種が増加していることが指摘されています。

本土部のレッドリスト掲載種は改定のたびに増加しており、野生生物の絶滅危険度の高まりが示されています（図1-2）。新規にレッドリストに記載された種の多くは、過去に比べ著しく個体数の減少が認められ、絶滅リスクが高まった種です。掲載種のうち、絶滅種（飼育や栽培下を含め、本土部ではすでに絶滅したと考えられるもの）も増加しており、特に植物と昆虫類で多くなっています[6]（図1-3）。島しょ部においても、2011年版のレッドリストに新たに掲載された種が、伊豆諸島、小笠原諸島それぞれで掲載種の半数近くを占めています。島しょ部では外来種による影響が顕著に現れやすく、特に孤立した海洋島の限られた環境にだけ生息する種については、生息環境が一旦失われると絶滅に至ってしまうことが懸念されています[7]。

東京都生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）においては、東京の将来像を実現するための「2030年目標」として、現在、生じている生物多様性の損失を回復軌道へと転じさせる「ネイチャーポジティブ」[8]の実現を掲げ、野生生物の保全をはじめとする基本戦略や行動目標が示されています。生物多様性が減少することで、多様な生態系のバランスが変化するだけでなく、人類が享受できる様々な恩恵が消失するおそれがあります。今後、危機的状況を打開するための具体的な行動方針として、制度の活用等を含めた野生生物保全の取組を検討し、戦略的に実行していくことが求められています。

---

1 生物多様性国家戦略2023-2030（2023年 環境省）
2 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（1993年4月施行）
3 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（2005年4月公布、2022年5月一部改正）
4 東京都では1998年より約10年ごとに保護上重要な野生生物種のリストを東京都版のレッドリストとして作成し、掲載種の生息状況等を取りまとめたものを東京都版のレッドデータブックとして発行している。
5 東京都生物多様性地域戦略（2023年 東京都）
6 東京都レッドデータブック2023 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版（2023年3月 東京都環境局）
7 レッドデータブック東京2014 東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）解説版（2014年3月 東京都環境局）
8 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。2022年に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動を取る」ことがスローガンとして掲げられた。

年代		東京都の動き	国の動き	世界の動き
～1980年代	1966			世界の絶滅のおそれのある野生生物種（公表）
	1972	都自然保護条例（公布）		
	1980			ラムサール条約、ワシントン条約（締結）
1990年代	1992		種の保存法（公布） 希少野生動植物種保存基本方針（公示）	地球サミット（環境と開発に関する国際会議）（リオデジャネイロ） 気候変動枠組条約（採択） 生物多様性条約（採択）
	1995		第１次生物多様性国家戦略	
	1997			気候変動枠組条約　京都議定書（採択）
	1998	レッドリスト1998年版		
2000年代	2000	野生生物との共生を目指して －東京野生生物保護育成方針－		
	2001	都自然保護条例（改正）		
	2002		第２次生物多様性国家戦略	
	2004		外来生物法（公布）	
	2007		第３次生物多様性国家戦略	
	2008		生物多様性基本法（公布）	
2010年代	2010	レッドリスト（本土部）2010年版	第４次生物多様性国家戦略	生物多様性条約 愛知目標 名古屋議定書（採択） SATOYAMA イニシアティブ 国際パートナーシップ（発足）
	2011	レッドリスト（島しょ部）2011年版		
	2012	緑施策の新展開	第５次生物多様性国家戦略	
	2013		外来生物法（改正）	
	2014		絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略	
	2018		希少野生動植物種保存基本方針（変更）	
2020年代	2021	レッドリスト（本土部）2020年版		
	2022			昆明・モントリオール生物多様性枠組「ネイチャーポジティブ」（COP15）（採択）
	2023	東京都生物多様性地域戦略 レッドリスト（本土部）2020年見直し版	外来生物法（改正） 第６次生物多様性国家戦略	
	2025	東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針		

図 1-1　野生生物の保全に関わる国内外の動き

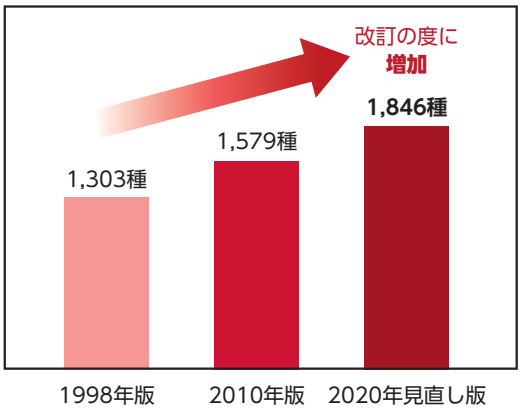

図 1-2　東京都レッドリスト（本土部）掲載種数の経年変化[6]

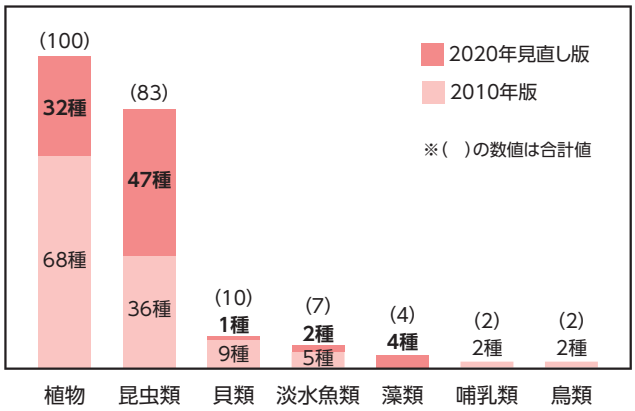

図 1-3　2010 年版から 2020 年見直し版にかけての本土部の絶滅種の種数変化[6]

コラム　東京都レッドリストから見る植物の危機的状況

東京都レッドリスト（本土部）（以下「レッドリスト」という。）の掲載種数は、改定の度に増加しています。例えば、2010年版と2020年見直し版の植物の掲載種数は、西多摩、南多摩、北多摩、及び区部のいずれのエリアにおいても増加し、特に近い将来に絶滅の危険性が高い種（下図：絶滅危惧Ⅰ類（CR,EN））の増加が顕著です。また、絶滅種（下図：絶滅（EX））も増加しています。

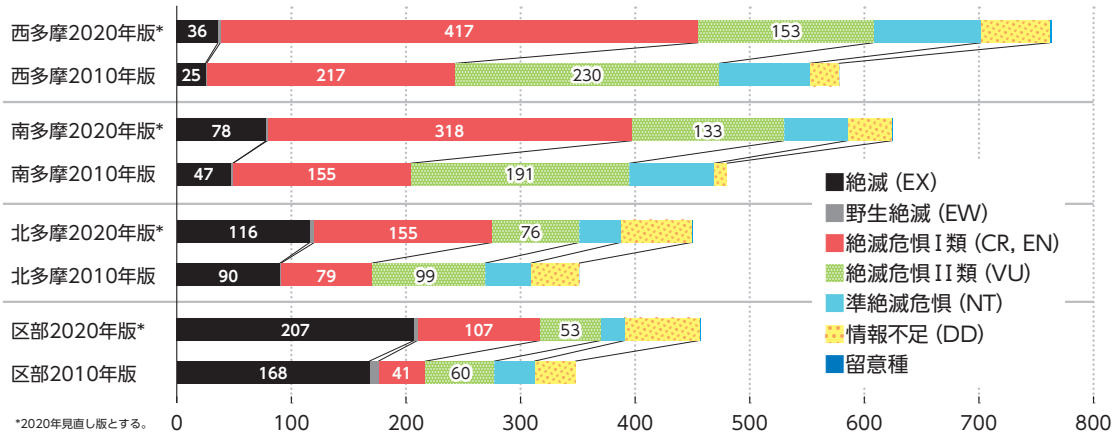

図1-4　レッドリストの（本土部・植物）の掲載種数の変化

これらレッドリスト掲載種における減少要因は様々ですが、特に開発による生育環境の消失や劣化、植物採取、里地里山の管理・利用の縮小による遷移の進行や植生変化等が多くの種の減少要因となっています。また、過剰な利用・管理の一つでもある人の踏みつけや不適切な環境管理、ニホンジカによる食害（高密度化したニホンジカの採食圧）、局所分布、外来種による競合、農薬汚染や温暖化等の影響が減少要因となっている種もみられます。

上記のことから、東京都の本土部における植物種は危機的状況であり、今後さらに絶滅種や絶滅危惧種が増え続けるおそれがあるため、適切かつ早急な保全対策が必要です。

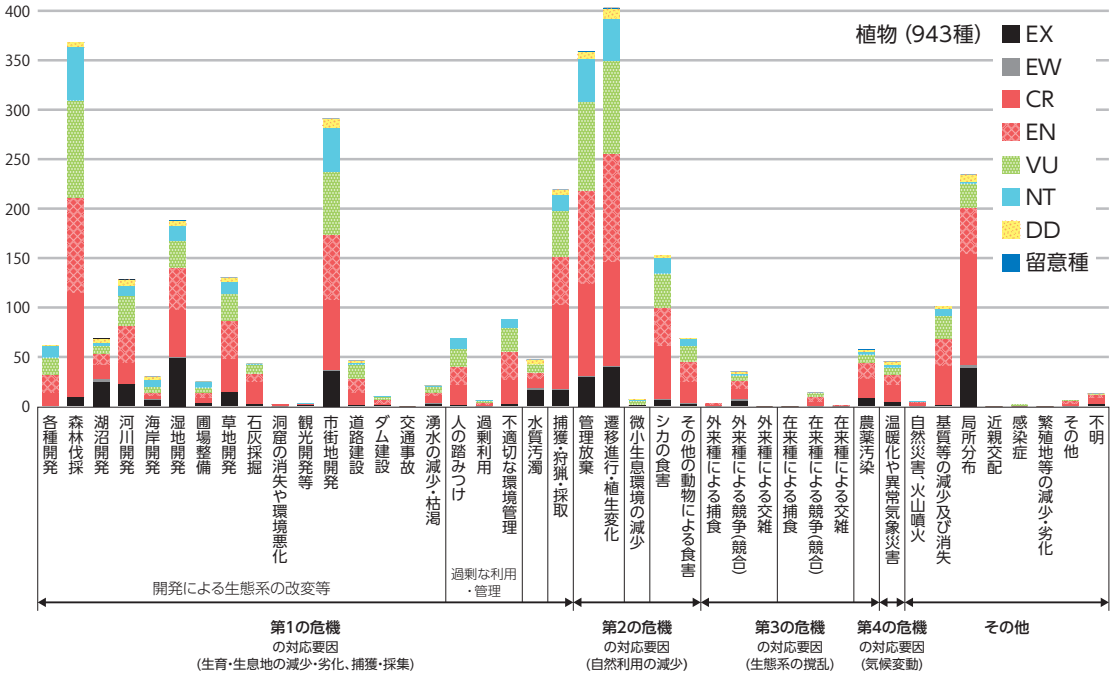

図1-5　レッドリスト（本土部 植物）掲載種における減少要因

2．方針策定の目的

野生生物は、人類生存の基盤である生態系の基本構成要素であり、大気・水・土壌などの物理・化学的環境とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。また、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人間生活に欠かすことのできない重要な役割も果たしています。

自然環境の中では、野生生物は様々な生息・生育環境において、絶滅の危険が増大している種（以下「絶滅危惧種」という。）と普通に見られる種（以下「普通種」という。）が互いに関係し、つながり合いながら生態系を構成しており、いずれも生物多様性を支える上で重要な役割を果たしています。

東京都では、近年、都市化が進行する過程で、多くの特徴的な生態系が失われるとともに、多様な野生生物が絶滅の危機に陥っています。このまま放置したり、適切な対策を行わないでいれば、図1-6に示すように、絶滅種が増えるだけでなく、これまで普通に見られていた生物種が絶滅危惧種へと移行してしまうことが予想されます。よって、適切な対策を行うことで、これ以上、絶滅種を増やすことなく、絶滅危惧種が減少するような状況を目指すことが重要となります。

これらのことから、新たな野生絶滅を回避するためには、適切な絶滅危惧種の保全はもとより、普通種を含む生息・生育環境を適切に保全し、生態系を回復させていく必要があります。また、これまで普通に見られていた種が絶滅危惧種となることを防ぐとともに絶滅危惧種を現状より減少させていくことが必要です。また、現状の危機的状況を打開するための戦略的な保全方針が求められていることから、本方針では、都内のあらゆる主体とともに、そうした対策を実践していくための基本的な考え方や対応の方向性を示します。

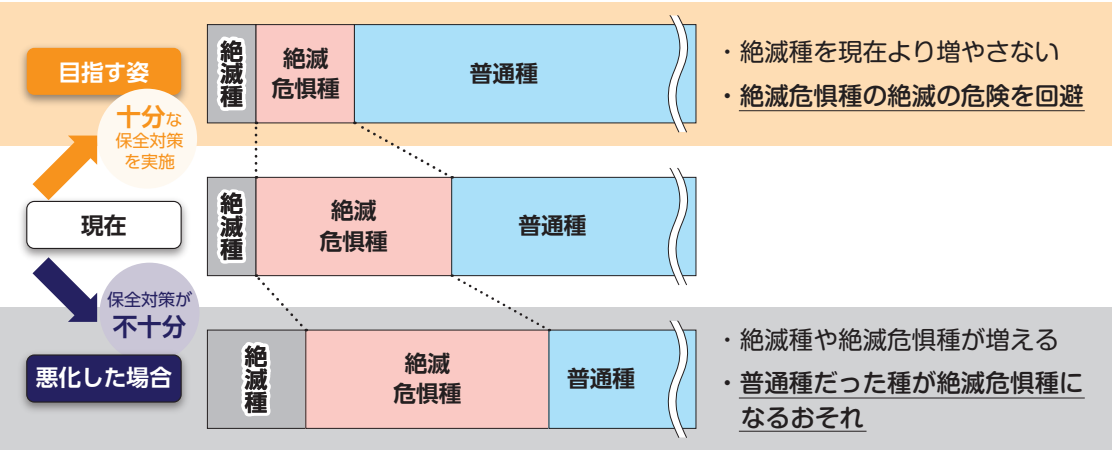

図 1-6　野生生物保全の目指す方向

また、本方針では、2030年までに生物多様性の損失を回復軌道へと転じさせるネイチャーポジティブの実現に向け、地域戦略の行動目標の一つである「新たな野生絶滅ZERO アクション」を実現するとともに、あわせて「生物多様性バージョンアップエリア10,000＋」にも貢献することを目指します。これらの実現により、国際的な目標でもある、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」等の達成に対しても貢献していきます。

なお、本方針は取組成果を検証しながら適宜方針の見直しを行い、長期にわたって東京都に生息・生育する野生生物の継続的かつ実践的な保全に寄与していくものとします。

コラム　東京都生物多様性地域戦略における行動目標

2030年までに生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるというネイチャーポジティブの考え方に基づき、東京都は2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、「生物多様性バージョンアップエリア10,000＋」及び「新たな野生絶滅 ZERO アクション」等を下記の基本戦略に基づく行動目標として掲げています。

図 1-7　東京都のネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略[9]

＜東京都生物多様性地域戦略における行動目標＞

生物多様性バージョンアップエリア10,000＋（プラス）とは

生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、2030年までに10,000ha とすることを目指す目標です。さらに、行政だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM: Other Effective area-based Conservation Measures）などにおける民間等の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標としています[5]。

新たな野生絶滅 ZERO アクションとは

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための実効性のある取組を、様々な主体とともに実施することを目指す目標です[5]。

9 東京都生物多様性地域戦略（2023年 東京都）を基に改変

コラム　30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」の達成に向け、2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、G7各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて、「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」という国際目標が約束されました。具体的には、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

現在、日本の陸域20.5%と海域の13.3%が保護地域として保全されており、陸域と海域それぞれ30%以上を保全するため、日本は保護地域のさらなる拡充が求められています。これを達成するため、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上及びOECMの設定・管理を中心施策として掲げており、「30by30」は主に「OECM」により達成を目指していくとされています[10]。

＜都におけるOECMに係る取組＞

都内でも保護地域として既に緑地保全制度などで指定されている区域があり、今後、こうした区域を適切に保全・管理していくとともに、保護地域以外で生物多様性保全に資するエリア（OECM）について、国の自然共生サイトへの登録等を促していきます。

図1-8　30by30ロゴ[11]

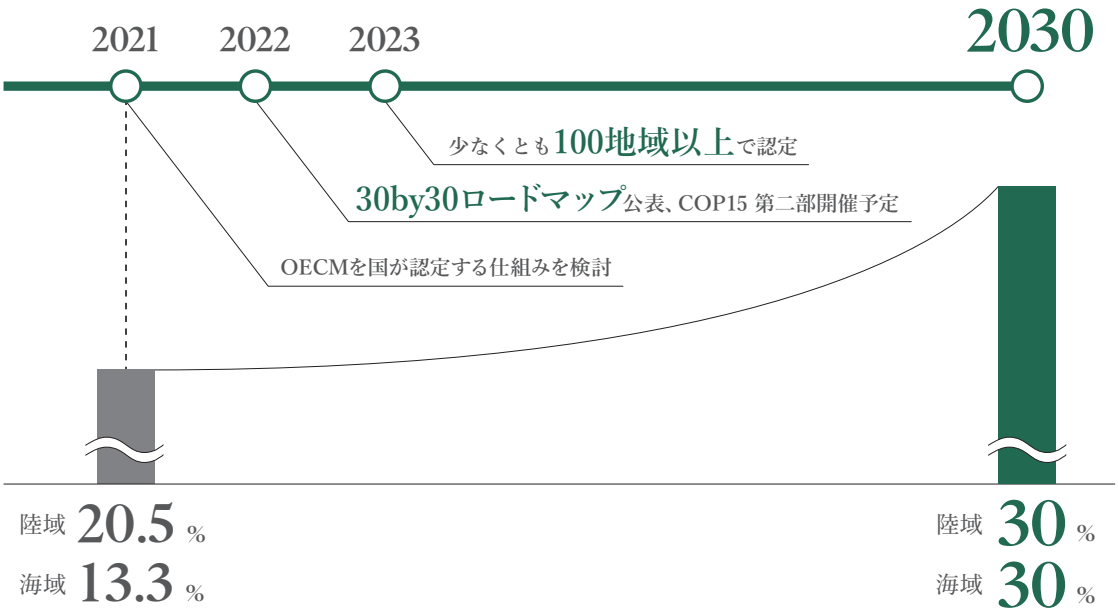

図1-9　30by30ロードマップ[11]

10 30by30ロードマップ（2022年 環境省）（https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf）（2025年2月18日閲覧）
11 30by30アライアンス（環境省）（https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/）（2025年2月18日閲覧）

3．本方針における用語等の使い方

（1）本方針における「種」と「ハビタット」

野生生物の世界は、生態系、生物群集、種、個体群など様々なまとまりのレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保することが生物多様性を保全する上で重要です。これらのうち、特に種は、野生生物の世界における基本単位であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保し生態系サービスを提供する観点からも、その保全は極めて重要です[12]。

種（species）は、生物分類の最も基本的な単位ですが、同じ種でも地域ごとに形態や遺伝子の変異が認められることがあります。特に孤立性の高い火山島の伊豆諸島や海洋島の小笠原諸島では、それが顕著に現れます。例えば、伊豆諸島と本州では、同種の植物であっても伊豆諸島の方が葉や実が大型化しているといった違いが見られることがあります。生息・生育する地域ごとに異なる形態や遺伝子を持つなどの、種内での違いについても大切にすることが生物多様性を保全する上で重要であり、本方針もこうした考えに基づいています。

ハビタット（habitat）とは、特定の生物の生存・成長・繁殖に適した環境条件を備えた場所を意味します[13]。厳密には、形態的に一定のまとまりを持った場所のうち、生物が生活史の全体あるいは各段階（採餌、産卵、孵化等）で利用する場所[14]となります。生息・生育場所は、単に具体的な位置的場所としてではなく、種が要求する資源や条件の組合せとしての生活環境として把握されます。両生類やトンボ類のように、幼生期と成体期など生活史の異なる段階で別のハビタットを必要とする生物もいます。また、様々な人間活動が営まれている東京には、都市域であっても公園や街路樹、庭先などを巧みにハビタットとして利用している野生生物が多数存在しています。

コラム　生活史の各段階で様々な環境を利用する生物

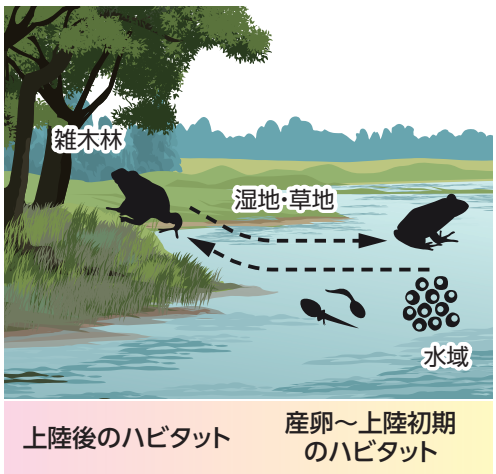

図 1-10　ヤマアカガエルのハビタット

生活史の中で利用する環境（ハビタット）が複数に渡る生物もいます。例えば、里山に生息するヤマアカガエルは、水田や湿地等の浅い水辺に卵を産みます。卵から孵化した幼生（オタマジャクシ）は水中で成長し、上陸した幼体（子ガエル）はしばらく水辺で過ごします。その後、樹林に移動して林床で昆虫等を食べて成長し、産卵期に再び水辺に戻ってきます。

本種のように、生活史において様々なハビタットを必要とする種を保全するためには、ハビタットごとの保全のみならず、それぞれ隣接する水域、湿地・草地、雑木林等が分断されることなく一つの生態系として保全されることが重要です。

（2）本方針における「生態系」

生態系（ecosystem）とは、「食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれをとりまく無機物環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまり」[15]を指します。

一般的に生態系のタイプは、自然環境のまとまりや見た目（相観）の違いから区別される場合が多く、森林生態系や草原生態系、海洋生態系、又は個々の川や湖の生態系などがあります。また、他の生態系内に入れ子のように成立しているものもあり[16]、小さな水路や水たまりの生態系などもあります。このように、生態系の境界は必ずしもはっきりしているものではありませんが、様々な規模・広がりで捉えることができます。また、森林と草原、森林と水域のように、隣接する生態系をつなぐエコトーン（移行帯）は、生物多様性を高める上で重要な役割を果たしており[17]、複数の生態系を複合的に捉えることも重要です。

本方針では、上記の観点を踏まえながら、生態系を重要なキーワードとして使用します。

（3）本方針で扱う「保全」等の用語

本方針では、良好な自然環境が現存している場所において、その状態を積極的に維持する行為を「保全」[18]ととらえ、以下に示す用語を含む包括的な用語として整理して用います。

回復：開発等によって破壊や汚染された自然環境を健全な状態に戻す[19]こと
再生：人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す[18]こと
創出：大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成等により、野生生物の生息・生育環境を新たに生み出す[18]こと

12 希少野生動植物種保存基本方針（2018年4月17日環境省告示38号）
13 鷲谷ほか（2016），生態学―基礎から保全へ．培風館
14 島谷ほか（1996），中小河川改修と河川の自然環境．土木研究所資料第3453号，p.7引用
15 国立環境研究所　探求ノート「さまざまな生態系」（2021年9月一部改訂）（https://tenbou.nies.go.jp/learning/note/theme2_2.html）（2025年2月18日閲覧）
16 TEEB (2010), The Economics of Ecosystems and Biodiversity Ecological and Economic Foundations. Edited by Pushpam Kumar. Earthscan: London and Washington.
17 環境省平成8年版環境白書（1996年 環境省）
18「自然再生推進法のあらまし」（2020年2月改訂）（https://www.env.go.jp/nature/saisei/relate/pamph/aramashi/index.html）（2025年2月18日閲覧）
19 EIC ネット　環境用語
（https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%BC%AB%C1%B3%B2%F3%C9%FC）（2025年2月18日閲覧）

コラム　生態系における種多様性の利点

東京都では、種の多様性に富んだ生態系を目指すことにより、地域戦略の行動目標の一つである「新たな野生絶滅 ZERO アクション」の実現を目指しています。

生態系は、生物とそれをとりまく環境だけでなく、多様な生物が互いに関わり合っている関係からも成り立っており、種の多様性が、安定した生態系の重要な要素であると考えられています。

種の多様性とは、動物・植物や土壌微生物など、様々な生物が生息・生育していることを示しています。私たちが普段目にする動物や植物のみならず、土の中に生息する微生物も、動物の死骸や糞、落ち葉などを分解し物質を循環させるという生態系上の役割を果たしています。生物種の数が多くなるほど、生物間の関係性が複雑になり、環境変化や人為的影響によって種の一部が減少しても、生態系への影響が抑えられ、やがて元の状態に戻るというように、柔軟性と抵抗力が高まると考えられています。

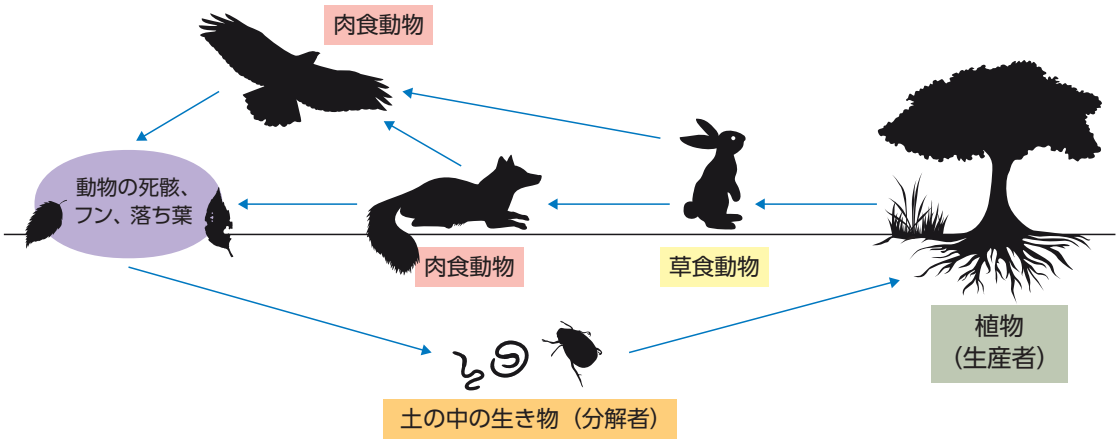

図 1-11　生態系模式図

例えば、種の多様性に富む生態系では、食物連鎖が複雑になり、一次消費者の特定の種が絶滅しても、他の食物連鎖のルートが維持されることで、二次消費者は生き延びることができます。一方で、種の多様性が乏しい生態系では、食物連鎖が単純で、ある種が絶滅すると、食物連鎖が崩壊し、生態系のバランスが保たれなくなる可能性があります。

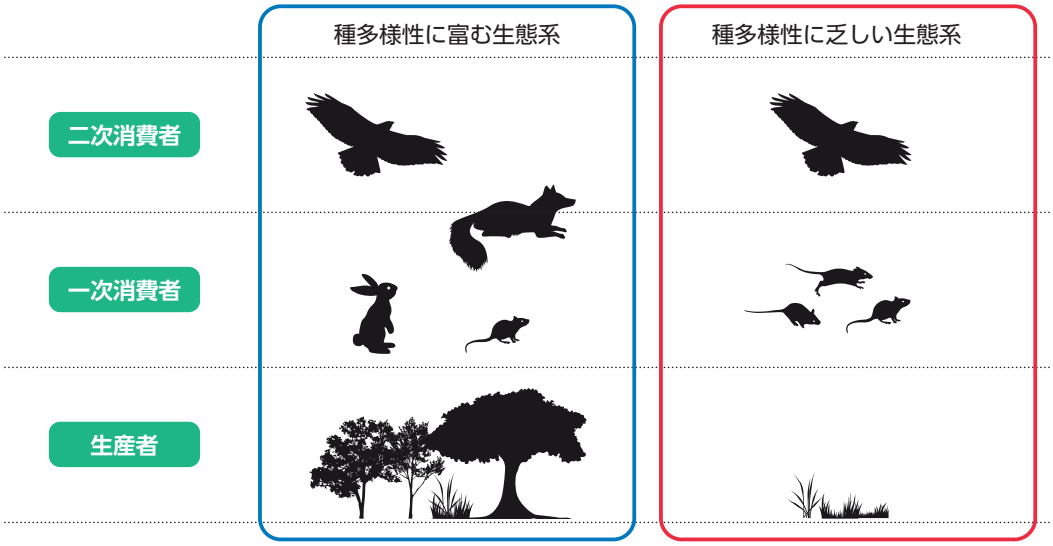

図 1-12　生態系における種多様性